

放課後児童クラブ待機児童の保護者のみなさま

ふれあいスクールでは、給食がない登校日は午後1時開設（帰宅後の利用）のため、原則昼食をとることができませんが、放課後児童クラブの待機児童のみ昼食可能としています。

申請された年度内で、昼食を持参してふれあいスクールを利用する予定がある方は、「オンラインによる不足書類等の提出（外部リンク）」から本用紙をご提出ください。

〆切日は毎月15日（15日が土・日・祝日に当たる場合は、その直前の平日が締め切りとなります）となり、ご提出翌月の該当日から利用できます。〆切日を過ぎますと、ふれあいスクールパートナーの配置の都合上、翌々月からの利用となりますのでご注意ください。

（例）6月15日提出→7月該当日より利用可

7月16日提出→9月該当日より利用可

※本利用に関しては、ふれあいスクール登録児のみとなります。

*ふれあいスクールの利用についての問い合わせは

子育て支援課青少年育成係（体験学習施設スマイル）

電話 046-873-8581（午前9時～午後5時 火曜日休館）

ふれあいスクール昼食利用届

- 1 児童氏名
- 2 保護者氏名
- 3 保護者連絡先
- 4 入所希望放課後児童クラブ名

*利用届をご提出された方には、利用前にふれあいスクールより「利用日確認票」をお渡しします。



こちらの「オンラインによる追加書類等の提出」から送付ください
保育課窓口、郵送でもご提出いただけます。

（郵送先）〒249-8686

逗子市逗子5丁目2番16号

逗子市役所 保育課あて

046-873-1111